

松原市国土強靱化地域計画 [概要版]

I. 計画策定の趣旨

- ◆国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくり、地域づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成26年6月に国の「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。
- ◆大阪府においても令和2年3月に「大阪府強靱化地域計画（以下「大阪府地域計画」という。）」を策定し、「いかなる自然災害が発生しても、人命を守ることはもちろん、わが国をけん引する成長エンジンである大都市としての機能を維持し、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域・経済社会の構築を図る」としています。
- ◆松原市においても、国、大阪府の動向を踏まえ、基本計画、大阪府地域計画との調和を図りつつ、国や府、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、松原市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として「松原市国土強靱化地域計画」を策定します。

II. 計画の位置づけ・計画期間

◆計画の位置づけ

- 本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするとともに、「松原市第5次総合計画」と整合・調和を図り、「松原市地域防災計画」と連携が図られたものとしてします。

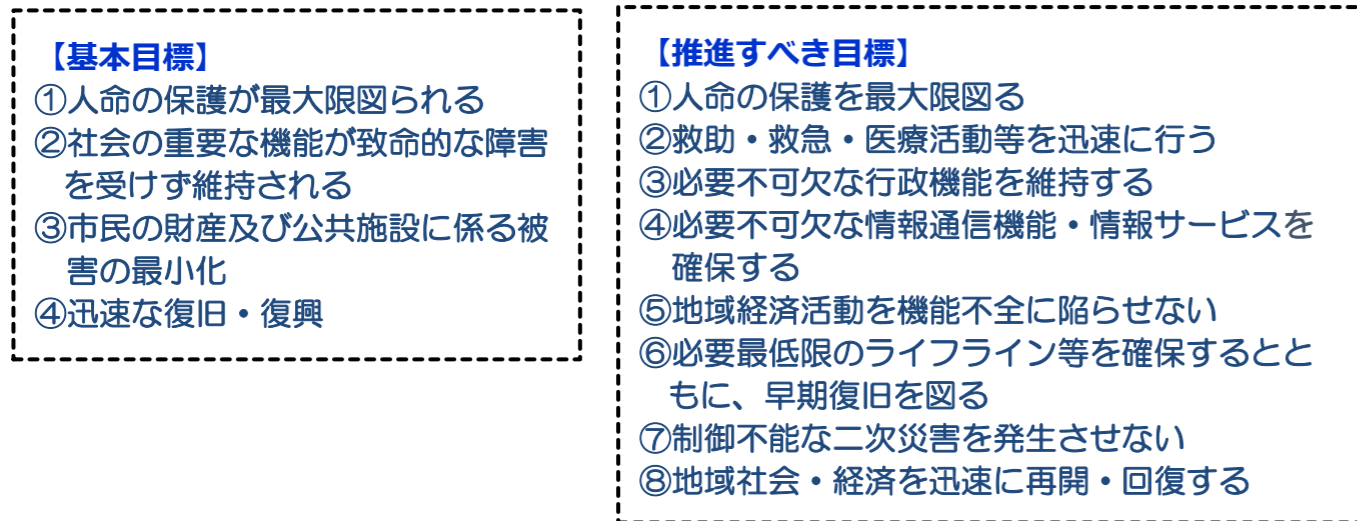
◆計画期間

- 計画期間は、令和3年度（2021年度）から「松原市第5次総合計画」目標年次と同様に令和8年度（2026年度）までの6年間とします。ただし、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。

III. 基本的な考え方

- ◆対象とする災害:大規模地震、風水害（台風、大規模水害、土砂災害等）の大規模自然災害

- ◆目標:4つの「基本目標」と8つの「推進すべき目標」

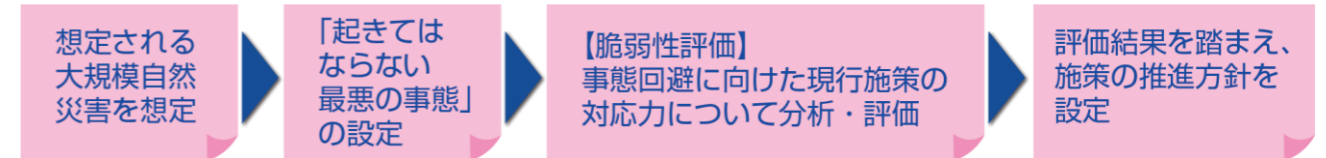


IV. 脆弱性評価の実施と計画の推進

◆脆弱性評価の実施

本市における脆弱性評価については、下記の流れに沿って「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力に基づいて分析・評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

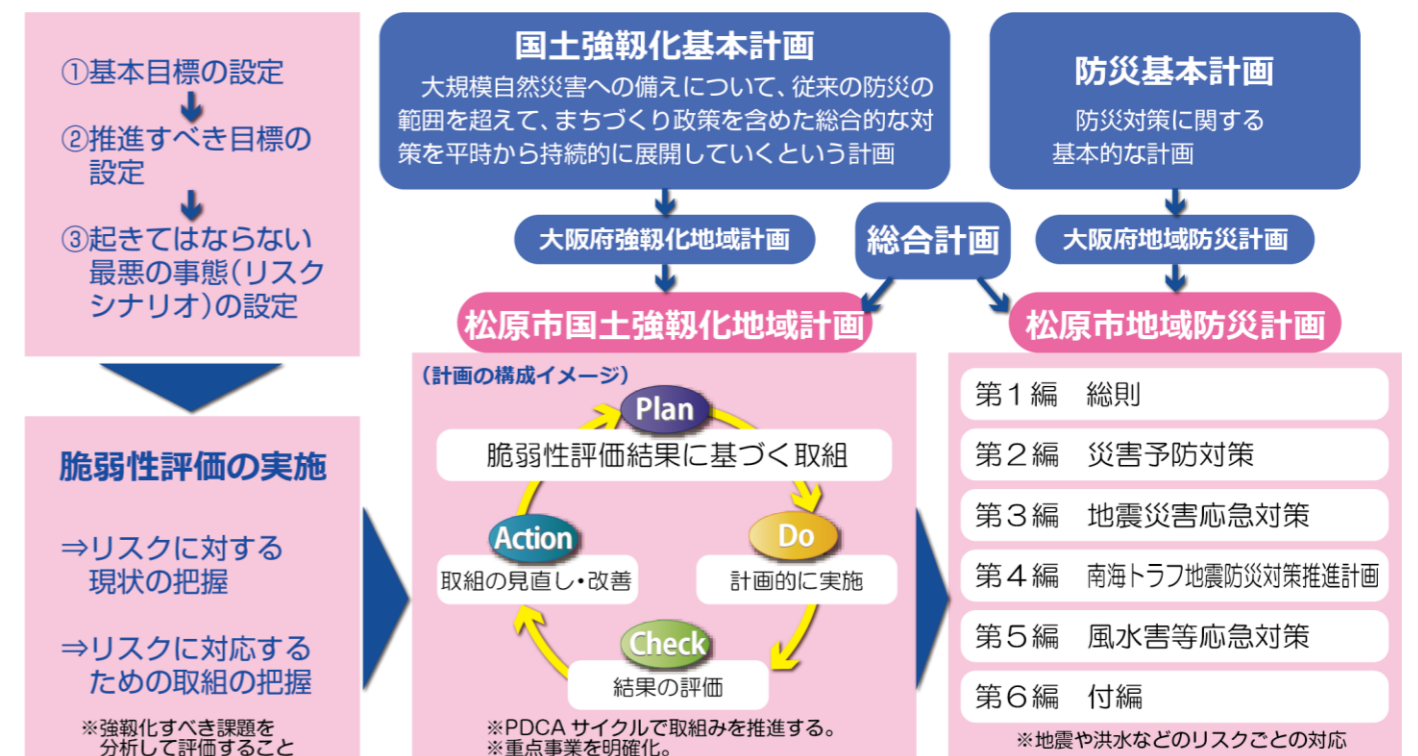


◆推進すべき施策及び重点施策

- 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に基づく脆弱性評価の結果を踏まえた、施策分野ごとに必要となる具体的な推進方針を定めました。
- 限られた資源の中で、効率的・効果的に本計画を進めるために、国の基本計画で示された重点化すべきプログラムを参考に、緊急性や優先度を総合的に判断し、15の重点プログラムを設定しました。

◆計画の推進体制と進捗管理

- 本計画の推進にあたっては、全庁部局横断的な体制のもと、国・大阪府の関係組織、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力を図りながら進めていきます。
- 松原市における行政評価を踏まえつつ、PDCA（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「見直し」）サイクルを確立し、進捗管理を行います。



◆起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

～8つの推進すべき目標に対する25の起きてはならない最悪の事態を設定～

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な内容及び事業
目標1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る	
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●地域住宅計画に基づく事業（住宅地区改良事業等） ●公共下水道事業（雨水）等
1-2 木造住宅が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害	
目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う	
2-1 被災地での食料・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給が停止する事態	●防災設備整備事業 ●感染症等の予防啓発事業 ●橋梁長寿命化修繕工事 ●総合防災訓練、出前講座の実施 ●広報まつばら、ホームページ、SNSでの周知活動 等
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	
目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する	
3-1 市役所機能の機能不全	●庁舎の機能向上事業 等
目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●情報提供手段の整備 ●情報配信ツールの周知活動 ●避難指示等発令時の連絡体制整備 等
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど物流・人流への甚大な影響	●橋梁の計画的修繕の実施 ●緊急物資等の受け入れや輸送体制の確保 等
5-2 食料等の安定供給の停滞	
目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	●水道施設の更新 ●下水道施設の点検・調査 等
6-2 上水道等の長期間にわたる供給の停止	
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能の停止	
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
目標7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない	
7-1 地震の発生に伴う市街地の大規模火災の発生により多数の死傷者が発生する事態	●消防水利計画・整備事業 ●住環境整備事業（住宅・建築物安全ストック形成事業等） ●農業用施設管理事業 ●管理化学物質取扱事業所への定期的な立入検査の実施 等
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没により交通麻痺に陥る事態	
7-3 ため池の損壊・機能不全による多数の死傷者が発生する事態	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出により国土が荒廃する事態	
目標8 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する	
8-1 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	●危険度判定士の育成 等
8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化が衰退・損失する事態	